

被占領期地方自治体における生活困窮者救済

－茨城県旧行方郡武田村の動向をめぐって－

○ 新潟大学大学院 氏名 平 将志 (008732)

キーワード：生活困窮者救済、開拓地、地方自治体

1. 研究目的

本研究の課題は、被占領期地方自治体における生活困窮者救済について、茨城県旧行方郡武田村(現 茨城県行方市 以下武田村)を事例として、その展開過程を論じることにある。

アジア・太平洋戦争終結後におけるわが国の状況は、苛烈極まるものであり、こうした状況下、GHQ/SCAPの指導をうけ、日本政府は、1946年生活保護法、1947年児童福祉法、1949年身体障害者福祉法などの福祉諸制度を制定した。近年、被占領期の生活困窮者救済、とりわけ生活保護法の形成過程については着実に研究業績が蓄積されており、代表的な研究として、米国国立公文書館所蔵のGHQ/SCAP文献などを用いた菅沼隆氏、旧厚生省所蔵資料を使用し、日本政府側の動向について論じた村上貴美子氏らの研究をあげることができる。また、畠中耕氏は、群馬県における生活困窮者救済について、群馬県立文書館資料を用いて、実施過程について検討している。ところで、これまでの研究史上、市町村、とりわけ農村での実施状況について、その地方自治体が置かれた社会経済的な状況を考慮したうえでの研究はいまだ十分とはいえない。

本研究が事例として取り上げる武田村は、戦前期には、当初、「難村」と称されていたが、その後、青年会を中心とした諸団体による地方改良運動の結果、「自治模範村」とされ、さらに「県是模範実行村」の指定をうけていた。同村の産業は、農業、とりわけ米麦を中心としたものであり、副業に養蚕、漁業、木材、薪炭という、第1次産業に比重がおかれた典型的な農村であった。敗戦後、武田村においても引揚者、戦災者などの流入によって生活困窮者が増加し、1946年8月には、武田村の要援護者数は、60世帯240名に及んだ。そのため、武田村では、食糧の一握供米運動、布地一戸一点供出運動などの「武田村越冬同胞援護運動」が展開されていた。同時期には、農地改革が強力に推し進められたが、武田村では常東農民組合が中心となり、農地改革、未墾地解放を推進した。その後、未墾地の開拓が開始され、入植者が流入したが、この中には多くの引揚者、戦災者、復員者などが含まれていた。

本研究では、敗戦直後から社会福祉事業法制定により、保護実施が福祉事務所に移管された1951年までを分析時期とした。

2. 研究の視点および方法

本研究は、被占領期地方自治体における生活困窮者救済の実施過程について、農村部において、どのような階層が生活困窮者となり、生活困窮者救済が実施されたかを、旧武田村役場に所蔵されていた第一次資料に基づき実証する。また、本研究では、武田村において実施された未墾地解放が、生活困窮者層にいかなる影響をあたえたのかについても考察する。

3. 倫理的配慮

前述のとおり、本研究では、旧武田村役場所蔵の「保護原簿」、「救護台帳」などの第一次資料を使用する。これらの資料は、高度にプライバシーへの配慮が必要な資料であるため、関係者などの個人名が特定できないよう十分考慮した。また、同資料所蔵機関からも、プライバシーについて十分配慮することを条件として、資料利用の了承を得ている。

4. 研究結果

武田村における生活保護の動向をみると、引揚者、戦災者の保護世帯、保護受給者数が大半を占めており、戦前期からの保護受給者はわずかに留まっていた。農地改革による未墾地解放後の動向では、武田村議会においても指摘されているとおり、開拓地への入植者、すなわち開拓民の保護世帯、受給者が占める割合が高くなっている。

5. 考察

本研究であきらかとなったのはつぎの点である。

第1、農村における生活保護の動向についてである。先行研究で指摘されるように、生活困窮者救済、すなわち生活保護の運用は、概して都市部に集中して実施されており、農村部での運用実績は高くはなかった。武田村では、近隣自治体と比較して被災状況が軽いことも相俟って、保護世帯数、受給者数は相対的に少なかったが、その実施状況をみると、引揚者、戦災者の保護流入が顕著であることが確認できる。

第2、農地改革にともなう未墾地解放と生活困窮者の開拓地への流入である。武田村では、農地改革、未墾地解放が常東農民組合の強力な運動によって実施されていた。未墾地解放後、直ちに開拓地への入植は開始されたが、こうした入植者の中には引揚者、戦災者などの生活困窮者も含まれていた。開拓地入植後も、保護受給者の多くが保護受給を継続していることから、少なくとも短期的には開拓地への入植が保護受給者の最低生活の維持、自立の助長とはなっていないことが示唆される。